

改正案

現行

(本人であることを示す書類)

第七条 条例第六条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。ただし、郵送によつて利用請求をする場合は、次に掲げる書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。

一 利用請求書に記載されている利用請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法令の規定に基づき交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 (略)

2 (略)

(電磁的記録の利用方法)

第十条 条例第十一条第一項の知事が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第一号及び第二号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒその他の電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第三号に定める方法により利用することができる。

一・二 (略)

三 前二号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次のいずれかに掲げる方法であつて、知事がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

イ・ロ (略)

ハ 当該電磁的記録をＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

別表第一（第十二条関係）

区分	交付する写し	金額
一〜四	(略)	(略)
五 電磁的記録（三の項及び四の項に該当するものを除く。）	一 用紙に出力したものの（単色刷り）	用紙一枚につき 一〇円
	二 用紙に出力したものの（多色刷り）	用紙一枚につき 二〇円
	三 ＣＤ－Ｒに複写したもの	一枚につき 八〇円
	四 ＤＶＤ－Ｒに複写したもの	一枚につき 一〇〇円
	五 その他の電磁的記録媒体に複写したものの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
六	(略)	(略)

(本人であることを示す書類)

第七条 条例第六条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。ただし、郵送によつて利用請求をする場合は、次に掲げる書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。

一 利用請求書に記載されている利用請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法令の規定に基づき交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 (略)

2 (略)

(電磁的記録の利用方法)

第十条 条例第十一条第一項の知事が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二 (略)

三 前一号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次のいずれかに掲げる方法であつて、知事がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

イ・ロ (略)

ハ 当該電磁的記録をＣＤ－Ｒその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

別表第一（第十二条関係）

区分	交付する写し	金額
一〜四	(略)	(略)
五 電磁的記録（三の項及び四の項に該当するものを除く。）	一 用紙に出力したものの（単色刷り）	用紙一枚につき 一〇円
	二 用紙に出力したものの（多色刷り）	用紙一枚につき 二〇円
	三 ＣＤ－Ｒに複写したもの	一枚につき 八〇円
	四 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
六	(略)	(略)

改正案	現行
備考 一の項、二の項又は五の項 <u>若しくは二</u> の場合においては、日本産業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、画面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。	備考 一の項、二の項又は五の項 <u>一</u> の場合においては、日本産業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、画面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。